

施設名	大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館
件名	令和8年度大阪市立美術館ほか2館で使用する都市ガス調達

番号	資料名称	項目・ページ	質問内容	回答
1	仕様書 契約書	3. ガスの使用条件 「予定契約最大使用量」 ・大阪市立自然史博物館 ・大阪市立東洋陶磁美術館 第7条2項	「予定契約最大使用量」に関して、年間のガス使用実績が10万m ³ を下回る場合、小口ガスでのご契約となります。その場合、弊社供給条件及び料金表では「契約最大使用量」の定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。	定めがないことについて了承します。
2	仕様書	3. ガスの使用条件 「予定契約年間引取量」 ・大阪市立美術館	「予定契約年間引取量」に関して、大口ガスでのご契約の場合、弊社供給条件及び料金表では「契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
3	仕様書 契約書	3. ガスの使用条件 「予定契約年間引取量」 ・大阪市立自然史博物館 ・大阪市立東洋陶磁美術館 第7条1項	「予定契約年間引取量」に関して、小口ガスでのご契約の場合、弊社供給条件及び料金表では「予定契約年間引取量」の定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。	定めがないことについて了承します。
4	仕様書	3. ガスの使用条件 「予定最大需要期使用量」 7. 契約最大需要期使用量の超過	「予定最大需要期使用量」に関して、弊社供給条件及び料金表では「予定最大需要期使用量」の定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。	定めがないことについて了承します。
5	仕様書	3. ガスの使用条件 「予定契約年間最高使用量」 ・大阪市立美術館	「予定契約年間最高使用量」に関して、大口ガスでのご契約の場合、弊社供給条件及び料金表では「契約年間使用量に1.3を乗じた数量とし、十の位以下切り上げ」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
6	仕様書 契約書	3. ガスの使用条件 「予定契約年間最高使用量」 ・大阪市立自然史博物館 ・大阪市立東洋陶磁美術館 第7条2項	「予定契約年間最高使用量」に関して、小口ガスでのご契約の場合、弊社供給条件及び料金表では「予定契約年間最高使用量」の定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。	定めがないことについて了承します。
7	仕様書	6. ガス料金原料費調整(1)	「原料費に変動が生じた場合は、供給条件に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い」と記載がございますが、大口ガスにてご契約の場合、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。（2ヶ月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2ヶ月間適用）	了承します。
8	仕様書	6. ガス料金原料費調整(1)	「原料費に変動が生じた場合は、供給条件に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い」と記載がございますが、弊社供給条件・料金表に基づき算定され、単価に関しましては、小口ガス契約の場合は毎月、大口ガス契約の場合は2か月に1回変動します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
9	仕様書	6. ガス料金原料費調整(3)	「ガス料金の請求時に原料費料金単価算出の根拠資料を提出する」と記載がございますが、弊社からの原料費のお知らせは、大口ガスの場合、2か月ごと、小口ガスの場合毎月弊社ホームページでのお知らせとなります。その為、弊社より資料をご提出させていただく方法ではなく、お客様ご自身でホームページをご確認いただいております。ご了承いただけますでしょうか。	入札時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出いただき、請求時の原料費料金単価が、ホームページの掲載内容により供給条件に基づき算出したことが確認できれば了承します。
10	仕様書 契約書	10. ガス使用量の測定方法(1) 第9条1項	仕様書10.(1)「毎月検針を行う」、契約書第9条1項「受注者は、原則として毎月月末に検針を行い」と記載がございますが、検針作業については、一般ガス導管事業者様が定めた日に、一般ガス導管事業者様によって行われます。その為、弊社は行いません。また、検針日の変更や日にちの指定も弊社では出来かねます。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
11	仕様書〔別紙1〕	令和8年度予定ガス使用量 施設名：大阪市立美術館①	①空調系統 1 「00212200020312009」に関して、弊社で確認したところ、該当がございません。番号にお間違いないでしょうか。	正しいガス供給地点特定番号は「00212100020312009」です。 仕様書〔別紙1〕のガス供給地点特定番号を「新旧対照表」とおり修正しましたのでご確認ください。
12	契約書	1ページ目「単価」	「単価(消費税及び地方消費税は含まない)」と記載がございますが、「大阪市立自然史博物館」「大阪市立東洋陶磁美術館」に関して、小口ガスでのご契約の場合、各単価は税込単価となります。ご了承いただけますでしょうか。	落札者決定後の協議とします。
13	契約書	第8条	「この契約に変更が必要な場合は、発注者と受注者で協議」と記載がございますが、ご契約のご変更をご希望の場合は、事前にお申出をいただく必要がございます。ご了承いただけますでしょうか。	契約書第8条に記載のとおりです。
14	契約書	第9条1項	「各メーターの使用量を速やかに発注者に通知」と記載がございますが、弊社契約の際は、支払請求書にご契約単位での使用量を記載させていただいており、メーター毎のご使用量のお知らせは行っておりません。ただし、「大阪市立美術館」に関して、大口ガスでのご契約の場合、お客様ご自身でWEB上でメーター毎のご使用量は確認可能となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
15	契約書	第9条1項	「その内容及び数量について、検査を受けなければならない」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査のために何かを行う必要はございますでしょうか。	契約書第9条における「検査」は「検針票の提出」、もしくは、「検針時に職員を立ち会わせること」を必要とします。

番号	資料名称	項目・ページ	質問内容	回答
16	契約書	第11条2項	「請求を受けた日から30日以内」と記載がございますが、お支払期日について弊社供給条件及び料金表では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。	料金の支払については、支払遅延防止法第6条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日（初日算入、支払期日が閉館日の場合は前開館日）となります。 ただし、当方支払処理に支障のない範囲であれば、受注者の支払期限日までに支払うように努めます。
17	契約書	第11条3項	「遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額」と記載がございますが、遅延利息について弊社供給条件及び料金表では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めしております。ご了承いただけますでしょうか。	契約書第11条第3項に記載のとおり、発注者の責めに帰すべき事由により料金の支払が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができます。
18	契約書	第17条	「この契約書に定めのない事項については、地方独立行政法人大阪市博物館機構会計規定及び地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則に従い」と記載がございますが、弊社落札の際は、ご契約書に定めのない事項に關しましては、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。	契約書として編綴するものは、契約書、仕様書、質問回答書、落札者の供給条件に係る料金その他条件です。
19	落札後について		ガス料金のお支払に關しまして、弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客様負担となります）また、2028年4月から、「小口ガス（大阪市立自然史博物館・大阪市立東洋陶磁美術館）」については、2025年4月からお客様がコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客様の負担となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
20	入札書(別紙) 大阪市立美術館ほか2館のガス契約単価一覧		それぞれの地点ごとに、原 料費・託送費・諸経費を記入する欄がございますが、ガス料金の算定に使用する単価がこの様式の記載に当てはまらない場合は、「別紙のとおり」と記載をさせていただき、弊社の任意様式の入札内訳書を添付させていただけますでしょうか。	入札書(別紙)に記載の「※受注者が定める供給に関する小売供給に係る料金その他の供給条件により、託送料、諸経費が原 料費に含まれる場合、託送料、諸経費欄は斜線とする。」のとおりとし、当法人様式によりご提出ください。
21	落札後について		大口ガス、小口ガスと料金単価の種類や名称、算定方法が異なることから、弊社落札の際は、ご契約書を大口ガス、小口ガスそれぞれ分けて締結させていただく必要がございます。ご了承いただけますでしょうか。	落札者決定後の協議とします。
22	落札後について		落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	不可です。契約書は本法人様式にて作成となります。
23	落札後について		落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしあります。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」をご参照ください。	不可です。契約書は本法人様式にて作成となります。
24	落札後について		落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしあります。	不可です。契約書は本法人様式にて作成となります。
25	落札後について		弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしあうか。	契約書は本法人様式にて作成となります。 ガス供給にあたって契約書の他に必要な手続きがある場合は、落札者決定後の協議とします。
26	仕様書	12 緊急時の対応(1)	弊社は臨時供給における設備を保有しておりません。緊急対応が発生した際は、一般ガス導管事業者と協力し対応を行います。ご了承いただけますでしょうか。	「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（平成28年7月29日 経済産業省）」3.3.6のとおり、災害時において、ガス供給が断たれた後の臨時供給は、速やかに供給再開が必要となる社会的優先度の高い需要家（救急指定病院、福祉施設、避難所等）に対して、一般ガス導管事業者が優先的に行うものであり、受注者はその臨時供給時に備えて、臨時供給設備を保有する一般ガス導管事業者と連携を図る体制を整えてください。
27	契約書	第9条2項	「ただし、負荷計測器の故障等の場合には、発注者と受注者とが協議してその月における最大使用量を算定する」と記載がございますが、最大使用量の協議は一般ガス導管事業者と受注者が行います。ご了承いただけますでしょうか。	契約書第9条第2項のとおりです。
28	契約書	第9条2項	「ただし、負荷計測器の故障等の場合には、発注者と受注者とが協議してその月における最大使用量を算定する」と記載がありますが、最大使用量の協議は一般ガス導管事業者と受注者（託送供給依頼者）が行います。ご了承いただけますでしょうか。（参照）弊社供給条件13頁16使用量の算定(3)」	契約書第9条第2項のとおりです。
29			「大阪市立美術館」の直近3年間のガス使用量の使用実績をご教示いただけますでしょうか。 ※5月検針分（4月検針日翌日から5月検針日まで） ※4月検針分（3月検針日翌日から4月検針日まで） ①2023年5月検針分～2024年4月検針分 ②2024年5月検針分～2025年4月検針分 ③2025年5月検針分～直近ご使用分	ガス使用量については、仕様書「3 ガスの使用条件」のとおりです。

番号	資料名称	項目・ページ	質問内容	回答
30	仕様書	1ページ・3 ガスの使用条件 大阪市立自然史博物館 予定最大需要期使用量 (m ³)29,337m ³ 5ページ・別紙2 令和8年度 予定ガス使用量 施設名：大阪市立自然史博物館 使用月	仕様書別紙2の大阪市立自然史博物館の予定ガス使用量に関して、「使用月」と記載がありますが、弊社で確認したところ、「検針月」で記載されているのではないかと考えております。 弊社の供給条件では最大需要期を12月定期検針日の翌日から4月定期検針日までの期間（1月検針分～4月検針分）と定めています。 もし、予定ガス使用量が検針月に基づいて記載されている場合、弊社が落札した際には、最大需要期使用量を30,706m ³ に修正いただけますでしょうか。 また、「使用月」の表示方法を他の2施設と揃えていただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、仕様書[別紙2]の大阪市立自然史博物館の「使用月」の数値を「検針月」の数値で記載しております。 仕様書[別紙2]の予定ガス使用量を「新旧対照表」のとおり修正しましたのでご確認ください。 これに伴い仕様書「3 ガスの使用条件」の大坂市立自然史博物館の予定最大需要期使用量(m ³)についても「新旧対照表」のとおり修正しましたので併せてご確認ください。
31	仕様書	6ページ・別紙3 令和8年度 予定ガス使用量 施設名：大阪市立東洋陶磁美術館	供給地点特定番号から弊社で確認したところ、メーター番号に相違がございます。確認いただけますでしょうか。 ②一般系統 供給地点特定番号00212300006502306 仕様書のメーター番号：5570 弊社で確認したメーター番号：6897	正しいメーター番号は「6897」です。 仕様書[別紙3]のメーター番号を「新旧対照表」のとおり修正しましたので確認ください。
32	仕様書 ガス調達契約書	1ページ・3 ガスの使用条件 ・予定契約最大使用量(m ³ /M/h) 4ページ・別紙1 令和8年度 予定ガス使用量 施設名：大阪市立美術館 5ページ・別紙2 令和8年度 予定ガス使用量 施設名：大阪市立自然史博物館 6ページ・別紙3 令和8年度 予定ガス使用量 施設名：大阪市立東洋陶磁美術館 3ページ・第9条（計量及び検査）第2項	契約書第9条第2項に「その月における最大使用量は、原則として負荷計測器により測定するものとする。」とありますが、供給地点特定番号から弊社で確認したところ、仕様書別紙に記載のメーターには、負荷計測器が設置されていないものと考えられます。 負荷計測器により算定できないガスマーテーの最大使用量は、ガスマーテーの号数の合計となり、仕様書3予定契約最大使用量に記載されている数値と一致しております。 つきましては、契約書第9条第2項の最大使用量については、メーター号数の合計と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	仕様書	1ページ・3 ガスの使用条件 ・予定契約年間引取量	弊社の供給条件で定めている契約年間引取量は、契約年間使用量の70%以上です。弊社が落札した場合、70%以上の引取量をご了承いただけますでしょうか。	仕様書「3 ガスの使用条件」に記載のとおりです。
34	仕様書 ガス調達契約書	1ページ・3 ガスの使用条件 ・予定契約年間使用量 使用量は、あくまで積算いただくための実績に基づいた予測データであり、大阪市立美術館ほか2館における都市ガスの使用量を保証するものではない。 2ページ・7 契約最大需要期使用量の超過 3ページ・第6条（契約年間使用量の増減） 3ページ・第7条（契約年間引取量未達等の精算） 3ページ・第8条（契約の変更等）	弊社の供給条件では、契約年間引取量（年間使用量の70%以上）の未達、最大使用量および最大需要期使用量の超過、中途解約、中途変更の場合、精算額が発生する場合があります。ご了承いただけるでしょうか。	契約最大需要期使用量の超過の場合は仕様書「7 契約最大需要期使用量の超過」に記載のとおり、契約年間引取量の未達の場合及び契約最大使用量の超過の場合には契約書第7条に記載のとおり、受注者は、発注者に対し供給条件により算定した精算額を請求することができます。中途解約及び中途変更の場合は契約書第8条に記載のとおり協議します。
35	仕様書	2ページ・5 ガス料金の算定基準（1） 2ページ・6 ガス料金原料費調整（1）	①入札時の燃料調整費の算出には、仕様書5に記載の令和6年8月から令和7年7月までの財務省貿易統計の平均値(LNG:91,573円/t、LPG:91,655円/t)を用いるという理解でよろしいでしょうか。 ②契約時の燃料調整費の算出にあたっては、仕様書6の通り弊社の供給条件に基づき原料費料金単価の調整を行うという理解で間違いないでしょうか。	①仕様書「5 ガス料金の算定基準（1）」に記載のとおりです。 ②仕様書「6 ガス料金原料費調整」に記載のとおり、毎月のガス料金を算定するに当たり、入札時の原価費に変動が生じた場合は、供給条件に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができます。
36	仕様書	2ページ・5 ガス料金の算定基準（2）	一般ガス導管事業者の小売託送供給約款について、仕様書に記載の「令和7年10月1日時点の最新版」について、2025年4月1日付のものが最新版となっております。 つきましては、2025年4月1日付の最新版の小売託送供給約款を適用させていただくことについて、ご了承いただけますでしょうか。	仕様書「5 ガス料金の算定基準（2）」に記載のとおりです。
37	仕様書	2ページ・6 ガス料金原料費調整（2）、（3）	弊社の供給条件では、入札時に算定した原価價格と請求時の平均原価價格の差に基づく調整単位料金の提示ではなく、弊社規定の基準平均原価價格と請求月の平均原価價格の差に基づいて算定した調整単位料金を、2か月ごとに根拠資料とともに提示いたします。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書「6 原料費料金単価の調整（3）」に記載のとおりです。
38	仕様書	3ページ・11 保安業務要件（1）	緊急時の連絡先の表示については大阪ガスネットワーク株式会社のホームページに掲載されています。 (https://network.osakagas.co.jp/contact/index.html) ホームページを印刷した資料の提出でご了承いただけますでしょうか。また、提出は落札後でよろしいでしょうか。	了承します。落札者決定後に提出してください。
39	仕様書	3ページ・12 緊急時の対応	臨時供給における設備は原則、一般ガス導管事業者が保有しております。供給者としての保有は必要でしょうか。 また緊急対応が発生した際に、臨時供給設備を用いた供給を確約することはできませんが、了承いただけますでしょうか。	番号26の回答のとおりです。

番号	資料名称	項目・ページ	質問内容	回答
40	仕様書	3ページ・13 その他（1） （1）入札書に記載する金額（入札金額）には、この契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めるとともに、当該金額の算定根拠となった単価を記載すること。	①弊社は原料費、託送費、諸経費を分けず一括して表示いたします。そのため、入札書（別紙）の託送料および諸経費欄には斜線を記入して差し支えないでしょうか。 また、参考資料として、月別にガス料金を計算した弊社様式の内訳書を、入札書および入札書（別紙）とともに提出させていただいてもよろしいでしょうか。	①入札書（別紙）の記載については、託送料および諸経費欄に斜線を記入することで支障ありません。 また、参考資料についてはご提出いただく必要はありません。 ②入札書（別紙）は入札書と同封してください。 提出に係る指定はございません。
	入札書（別紙）大阪市立美術館ほか2館のガス契約単価一覧	※受注者が定める供給に関する小売供給に係る料金その他の供給条件により、託送料、諸経費が原料費に含まれる場合、託送料、諸経費欄は斜線とする。	②入札書と入札書（別紙）は、内封筒に同封すればよろしいでしょうか。それとも、入札書と入札書（別紙）をステープラー等で綴じ合わせ、割印を押して提出すればよろしいでしょうか。	
	公告文	3ページ・入札書提出方法・期限等 提出書類①入札書②入札書（別紙）		
41	仕様書	3ページ・13 その他（2）	「契約締結後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。」について弊社が落札した場合、「契約締結後における仕様書の疑義が生じた場合は、受注者の約款や供給条件によるものとし、その他の事項は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。」に変更いただけますでしょうか。	契約書の内容については追記・変更是できません。
42	ガス調達契約書	2ページ・第3条（権利義務の譲渡） 2ページ・第4条（秘密を守る義務）	①弊社は検針業務や料金事務等を外部に委託しておりますが、ご了承いただけますでしょうか。また、落札後の契約手続きや契約締結後の問い合わせ対応等については、当社100%出資の関係会社に委託する場合がございますが、こちらもご了承いただけますでしょうか。 ②外部委託について事前に承諾を得るために提出が必要な書類はございますか。もし定型書式がある場合は、入札前に書面を確認させていただけますでしょうか。また、承諾を得る際に再委託の金額や契約書等の写しの開示が必要な場合、社外秘のために開示が難しい旨をご理解いただけますでしょうか。さらに、手続きの手順も含めて、入札前に確認および質問をさせていただくことは可能でしょうか。定型書式がない場合は、弊社の書式を使用させていただいてもよろしいでしょうか。	①受注者の業務の外部委託については、契約後協議により可能とします。 契約書第4条に定める義務は、外部委託先においても同様に遵守してください。 ②外部委託にかかる提出書類及び手続きについては、契約後協議とします。 また、質問に対する回答書の掲載以降、新たに質問は受け付けません。
43	ガス調達契約書	3ページ・第9条（計量及び検査）	①「受注者は、原則として毎月月末に検針を行い」とあります が、検針は弊社ではなく、一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが行います。また、検針日についても一般ガス導管事業者が定める日となるため、弊社は、検針日にについて協議に応じることはできません。ご了承いただけますでしょうか。 ②検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いただ くことで検査完了とさせていただいているよろしいでしょうか。	①番号10の回答のとおりです。 ②番号15の回答のとおりです。
44	ガス調達契約書	4ページ・第11条（料金の支払い及び遅延利息）	①弊社は、検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて30日目がお支払い期限日となります。ご了承いただけますでしょうか。 ②お支払い方法に関しては、「口座振替」または「弊社指定の振込用紙による支払い」のいずれかとなります。ご了承いただけますでしょうか。 ③弊社の基本約款に定められた延滞利息の年率は10%です。ご了承いただけますでしょうか。	①番号16の回答のとおりです。 ②了承します。 ③番号17の回答のとおりです。
45	ガス調達契約書	7ページ・第17条（補則）	①弊社が落札した場合、以下の表現に変更いただくことは可能でしょうか。 「この契約書の定めにない事項については、地方独立行政法人大阪市博物館機構会計規程及び地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則ならびに受注者が定める約款や供給条件等に従うものとする。その他の事項は発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。」 ②もし契約書の追記・変更が難しい場合、契約書に定めのない事項についても、受注者側の約款や供給条件が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	①契約書の内容については、追記・変更できません。 ②契約書第17条に基づき、協議を行うものとします。
46	ガス調達契約書	1ページ・受注者	弊社は代表取締役社長から委任された業務部長名で入札及び契約しますが、ご了承いただけますでしょうか。	大阪市入札参加資格者名簿に登録している受任者であれば問題ありません。
47	ガス調達契約書	体裁	落札後は、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけますでしょうか。	契約書、仕様書、質問回答書、落札者の供給条件に係る料金その他条件を契約書として綴じます。
48	ガス調達契約書		①3施設合わせて一社の受注者となりますでしょうか。 ②供給条件で定める契約は施設単位となります。施設毎の契約をご了承いただけますでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②落札者決定後の協議とします。
49	ガス調達契約書 誓約書		契約書及び誓約書の提出にあたり、社内での確認や押印に時間を要する場合がございます。提出期限が設定されている場合は、期限について協議いただけますでしょうか。	落札者決定後の協議とします。

番号	資料名称	項目・ページ	質問内容	回答
50	入札書	(注意事項) 見積もった契約 希望金額の110分の100に 相当する金額をこの入札書に記 載してください。	①弊社は、1mあたりの単価を税抜表記しております。 毎月のご請求につきましては、税抜単価（燃料調整費を含む） に使用量を掛け、小数点以下を切り捨てた後、その金額に1.1 倍を乗じ、再度小数点以下を切り捨てて税込金額としております。	①入札書で指定されている端数処理方法を用いてください。 ②お見込みのとおりです。
	入札書（別紙）	単価 (消費税及び地方消費税は含ま ない)	このため、見積もり額（税込）の110分の100に相当する金額 と、税抜単価に基づく総額（税抜）には若干の差異が生じま す。	
	入札書（記入見 本）	入札額（税抜額）	つきましては、見積もり額（税込）の110分の100に相当する金 額ではなく、税抜単価（燃料調整費を含む）× 使用量の金額を 総額（税抜）として記入させていただいてもよろしいでしょ うか。	
	入札書	金額	②入札書には、3施設の総合計を記入する認識でよろしいで しょうか。	
51	公告文	3ページ・開札 開札日時（予 定）	弊社は、郵送で入札書を提出し、開札には立ち会わない予定で す。 ①入札の実施回数は何回を予定されておりますでしょうか。 ②再入札を行う場合、開札日（1月30日）とは別の日に実施さ れますでしょうか。それとも同じ日に実施されるのでしょうか。 ③再入札が開札日と別日に実施される場合、入札書の郵送は1 回目のみでよろしいでしょうか。また、再入札については公告文に記載の通り、事務局ご担当者様の指示を受けて対応す ればよろしいでしょうか。 ④再入札が開札日と同日に実施される場合、1回目の入札書と ともに2回目の入札書の提出も必要でしょうか。また、2回目の 入札を辞退する場合、辞退届の提出、または2回目の入札書に 「辞退」と明記して2回目用の入札封筒に入れて提出すればよ ろしいでしょうか。	入札立会いは行っておりません。 ①～④ 2回目以降入札を行う場合は、別途対象者に対してご連 絡いたします。あらかじめ辞退届を提出いただく必要 もございません。
52	公告文	3ページ・開札 開札結果につ いて	入札参加者名および入札価格は開示されますでしょうか。	当機構ホームページにて開示する予定です。